

松江 裁判所事始め

2015年6月6日(土) 居石正和

はじめにー江戸から明治へー

①江戸時代の裁判から新しい裁判へ

全国でばらばらの裁判制度から、全国統一した裁判制度の形成へ

全国統一した裁判手続・裁判事務の統一

☆裁判の欧米化＝当時の人々にとって新しい裁判・裁判所

②松江の裁判所はどのようにしてつくられていくのか。

人々は、新しい司法をどのように迎えたのか。

1. 明治八(一八七五)年府県裁判所の設置

①明治五(一八七二)年司法職務定制

法憲の統一と裁判制度の整備

司法臨時裁判所、司法裁判所、出張裁判所、府県裁判所、区裁判所

府県裁判所が設置されなかった府県では、府県聴訟課・断獄課が裁判事務を担当

※司法職務定制は完全には実現せず：神奈川、埼玉、入間、足柄、木更津、新治、栃木、茨城、印旛、群馬、宇都宮、兵庫、山梨、京都、大坂に府県裁判所が設置されたのみ。

②明治六(一八七三)年訴答文例

明治6(1873)年9月17日島根県布達377号

明治6(1873)年10月13日島根県布達第420号

明治8(1875)年5月8日島根県より司法省へ伺

③明治八(一八七五)年五月大審院諸裁判所職制章程

大審院、上等裁判所、府県裁判所、区裁判所

明治9(1876)年「島根県裁判所」設置→松江裁判所(12月1日)

④明治一一(一八七八)年、雑賀町に裁判所新設

明治11年3月18日松江裁判所新築ノ儀

明治15(1882)年松江始審裁判所・松江治安裁判所と名称変更

2. 松江始審裁判所の移転と明治二三(一八九〇)年裁判所構成法

①松江地方裁判所の母衣町移設

母衣町移設の流れ

新裁判所竣功式

②明治二三年裁判所構成法の制定

松江地方裁判所と区裁判所

3. 裁判所をめぐる人々

①忙しい裁判所

裁判所長の忙しさ：広島控訴院長、松江地方裁判所長

登記事務の忙しさ

②治安裁判所(区裁判所)出張所をめぐる一コマ

出張所設置の綱引き

明治二七(一八九四)年秋鹿町に出張所開設

まとめ

①新しい裁判所への人々の興味・関心の高さ

これまでとは違う新たな法の世界の出現

裁判所の建物への興味・関心：二階建ての大きな建物、西洋風建築

②裁判所を求める人々

登記事務と治安裁判所出張所設置運動

新たなルールの下で人々の紛争を解決する世界：近代訴訟制度がもつ意味

☆しかし、事はそう簡単ではない←お上意識の残存

人々が慣れ親しんだ法の世界と新しい法の世界のズレ

登記をめぐる人々の苦情から見えてくるもの

資料編

①明治5(1872)年8月3日司法職務定制

第一章
第二条 司法省ハ全国法憲ヲ司リ各裁判所ヲ統括ス

②訴答文例:明治6(1873)年7月17日太政官第247号

訴答文例
第一卷 原告人ノ訴状
第一章 原告人ヨリ被告人住所身分ノ書付ヲ取ル事
第一条 訴訟ヲ為サントスル原告人ハ其管轄ノ町村役場ノ添翰ヲ以テ被告人ノ現住管轄ノ町村役場ニ至リ被告人ノ身分ノ書附ヲ取タル後訴状ヲ作ル可シ若シ住所氏名身分明瞭ナラハ其書付ヲ取ルニ及ハス
第二章 代書人ヲ用フル事
第三条 原告人訴状ヲ作ルハ必ス代書人ヲ撰ミ代書セシメ自ラ書スルコトヲ得ス但シ従前ノ差添人ヲ廃シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テス
第四条 訴訟中訴状ニ関係スルノ事件ニ付被告人ト往復スルノ文書モ亦代書人ヲシテ書セシメ且代書人ノ氏名ヲ記入セシム可シ若シ代書人ヲ經サル者ハ訴訟ノ証ト為スコトヲ得ス
第五条 代書人疾病事故アリテ之ヲ改撰スル時ハ即日頼主ヨリ裁判所ニ届ケ且ツ相手方ニ報告ス可シ其裁判所ニ届ケス被告人ニ報告セサル以前ハ仮令代書スルモ代書人ト看做スコトヲ得ス
但外国人ハ此章ノ限ニアラス
第三章 訴状ノ定則ノ事
第六条 訴状ヲ作ルニハ左ノ定則ニ循フ可シ
第一 訴状ハ簡明確実ニシテ憑拠ト為ス可キ事件ヲ掲ケ文飾冗長ナラサルコトニ注意シ自己ノ想像ヲ以テ踪跡ナキ事件ヲ述ルコトヲ得ス
第二 一切ノ訴状ハ首ニ原被告人ノ氏名ヲ記シ住所身分ヲ肩書ニシ其末ニ年月日ヲ記シ原告人ト代書人トノ氏名連印スヘシ
第四 訴状ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具ス可シ
第十章 代言人ノ事
第三十条 原告人ノ情願ニ因テ代言人ヲシテ代言セシムルコトヲ許ス代言人ヲ用フル者ハ其訴状ノ奥書ニ代言人ニ依頼シタル旨ヲ記載シテ原告人及ヒ代言人ノ連印ヲ為スコトヲ得シ若シ連印ナケレハ代言セシムルコトヲ許サス
第二卷 被告人ノ答書
第一章 答書ノ定則ノ事

第三十三条 答書ヲ作ルニハ左ノ定則ニ循フ可シ
第一 呼出状ト共ニ原告人ノ訴状ヲ受取ル時原告人ノ陳述スル所条理アラハ速ニ熟議シ原告人之ヲ許諾セハ解訟ヲ請フ事ヲ得ヘシ其場合ニ於テハ代書人ヲシテ熟議解訟ノ答書ヲ作ラシメ之ヲ裁判所ニ呈ス可シ
第二 原告人ノ述ル所非理不実ニシテ弁解ス可キ確証アラハ其書類ノ全文ヲ写載シ次ニ非理不実ノ事ヲ書ス可シ
第五 答書ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具ス可シ
第二章 代書人ヲ用フル事
第三十四条 被告人自ラ答書ヲ書スルヲ許サス必ス代書人ヲシテ代書セシム可シ其代書人ヲ撰ミタル時ハ即日裁判所ニ届ケ且原告人ニ報告スヘシ……

③明治6(1873)年島根県布達第377号

今般別冊之通訴答文例被仰出候条来ル十月一日ヨリ左ノ通可相心得事
一從來郡宿戸主ノ内左ノ六名ヲ以テ当分代書人ト相定メ候条向後訴訟ノ事件ニ付 outcomes 致シ候ハ、本人望ノ者ヲ撰ヒ必ス代書人宿許江止宿可致事
第四区末次町 山本市郎右エ門
第四区芋町 目次 伝助
第五区本町 吾郷忠右衛門
第二区石橋町 榎戸運兵衛
第六区魚町 藤岡 春尾
第四区東茶町 中島 為八
一訴訟ノ儀ハ正副戸長奥印並差添人ニ不及総テ代書人關係可致事
但正副戸長關係ノ訴訟ハ臨時相達候義可有之事
一代書筆墨紙料並差添日雇賃ハ訴訟人ヨリ可相弁事
一用紙ハ美濃界紙十六行一行ニ付十五字宛可相認事
但老枚ニ付筆工料三錢ト取極候事
一止宿料一昼四錢一泊八錢ト相定候事
一代書人差添ニ罷出候節ハ一日ニ付金二十五錢宛可相払事
但二人以上兼勤ノ節ハ一日三十五錢ノ割合ヲ以テ可差出事
一訴訟ニ付 outcomes 中事故有之帰村致候節ハ出入共願濟ノ上進退致シ候義ト可相心得事
右之通管内無漏相達スル者也
明治六年九月十七日

島根県七等出仕 境 二郎
『新修島根県史 史料篇4 近代(上)』

④明治6(1873)年10月13日島根県布達第420号

訴訟宿規則
第一条

凡ソ止宿人待遇スルニ貴賤親疎ノ別無ク懇切ニ可取扱事

第二条

凡ソ止宿人ヲ他ヘ誘導シ酒食セシムルハ勿論都テ奢ケ間敷義不致様可注意事

第三条

止宿人江対シ金銀貸借ハ勿論品物取引等一切不相成候事

第四条

凡ソ止宿人ヨリ金銭物品等貰受候義一切不相成候事

第五条

凡ソ詞訟ヲ教唆シ或ハ訴人ノ頼ヲ請ケ訴状ヲ文飾スルコト一切不相成事

第六条

凡ソ訴訟ハ不經伺示談解訟為致候義不相成候事

但經伺ノ上為致解訟候節ハ其始末巨細書面ヲ以可届出事

……

右之通管内無漏相違スル者也

明治六年十月十三日

島根県七等出仕 境 二郎

『新修島根県史 史料篇4 近代(上)』

⑥明治8(1875)年5月8日島根県より司法省へ伺

御省壬申第一七号及ヒ三一号ヲ以御布達相成候訴訟入費償却規則第一条ニ訴答状ハ一葉一六行一五字詰云々ト掲記有之处、其後追々公文用紙等モ輕便ニ依リ御改正相成候。就テハ御規則モ有之儀ニ候得共人民ノ便利ヲ得セシメン為メ爾来訴状一葉二四行二〇字詰且訴答文例附録一號書式ノ表紙ヲモ附スルニ不及様改正シ無益ノ費用ヲ省キ候様仕度、該県ノ如キハ僻地細民夥多ニ有之自然入費ノ為メ訴訟差控候様ノ事情モ有之旁以此段相伺候也

[明治8年9月29日司法省指令]

地方ノ便宜ヲ以テ法律ノ正条ヲ一己ニ改正スル儀ハ相成ラサル事

(東京裁判所編纂『民事要録』丙編)

⑥明治8(1875)年5月24日大審院諸裁判所職制章程

府県裁判所

府県裁判所章程

第一条 各府県ニ一ノ裁判所ヲ置キ一切ノ民事及刑事懲役以下ヲ審判ス但シ別ニ裁判所ヲ置サルノ県ハ地方官判事ヲ兼任ス

⑦明治9(1876)年9月13日太政官布告第114号

今般府県裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置キ分轄左ノ通被定候条此旨布告候事

東京裁判所

東京府 千葉県

……

松江裁判所

島根県

⑧明治9(1876)年12月5日司法省達第86号

○達第八十六号(12月5日)

大審院

上等裁判所

地方裁判所

庁府県

本月一日松江裁判所開庁候条為心得此旨相達候事

⑨明治11年3月18日松江裁判所新築ノ儀

松江裁判所新築ノ儀上申

松江裁判所ノ儀設置ノ際狹隘ノ梵字仮受一時開庁相成居候得共事務差支不尠不得止次第二付今般別紙図面并訳書ノ通造営致度尤經費合金五千百九拾円九拾三錢六厘ハ当省本年度額外常費ノ内ヨリ支出可致候条至急御裁可相成度此段及上申候也

明治十一年三月十六日

司法卿大木喬任

太政大臣三条実美殿

追テ右新築敷地ノ儀ハ目今内務省照会中ニ付不日上申可致候也

(朱)「上申之趣聞届候事

明治十一年三月廿七日」

(司法省野紙)

『記録材料 議案簿一』

⑩明治20年3月28日松江始審裁判所改築敷地民有地買上之件

松江始審裁判所改築敷地民有地買上之件報告

松江始審裁判所改築敷地トシテ島根県下嶋根郡母衣町民有地及反別八反九畝拾六歩四合同庁一九年度經費ヲ以テ買上内務省協議ノ上右地所当省用地トシテ地種組換受取方取計候条図面相添此段報告ス

明治廿年三月廿八日

後筆「四月四日総理大臣、呈覽了」

司法大臣伯爵山田顕義 □(司法大臣之印)

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿

(司法省野紙)

『公文雜纂』明治二十年

●裁判所新築地 当裁判所を移転新築の為め過般買ひ上げられし母衣町の地面は未だ狹隘なる趣きにて今度更に右地面の後続き二十間余の場所を買ひ上げらるゝ都合なりと

明治21年2月25日付『山陰新聞』

●裁判所移転の事 一時頻りと移転すべきやの説ありし松江始審裁判所の事は未だ其筋に於て決定せざる趣きなるが此度所長の上京に際し林田会計主務書記が俄に其随行を命ぜられたるは右移転の事に関する所用の為めにて若し移転の相叶はざるに於ては今の建物に修

繕を加ふ■しとの見込なるやに聞けり

明治21年3月16日付『山陰新聞』

●裁判所新築敷地の事 当裁判所新築敷地として買上げたる母衣町中ノ町の司法省所轄地より尚ほ北の方へ二十間通りを増買上げにならんとする事は当時の本紙に記載せしが其後其筋に於ては此議熟して夫々土地持主へも談判調へ代価金八百円にて之を買上ぐることに内議決定し司法省へ伺出で居りし処此程同省より右増敷地の事は差止むる旨指令ありたり

明治21年3月26日付『山陰新聞』

⑪明治21年8月8日松江始審裁判所改築敷地地続々民有地買上圀込之儀報告

松江始審裁判所改築敷地狹隘ニ付同所接続民有地出雲国島根郡母衣町六拾八番地及百四拾五番地合千七拾五坪貳合買上圀込ノ儀内務相協議ノ上右地所当省用地トシテ受取方取計候条図面相添此段報告ス

明治二十一年八月八日

司法大臣伯爵山田顯義 □(司法大臣之印)

内閣總理大臣伯爵黒田清隆殿

後筆「九月十二日總理大臣、呈覽了」

(司法省野紙)

『公文雜纂』明治二十一年

●裁判所新築 松江始審裁判所新築の議ハ前所長富永冬樹氏在任の時に起り終に其建築用地さへ母衣町に卜するに至りしかど中頃にして其筋詮議の次第あり姑く沙汰止になりたる姿なりしが本年ハいよゝゝ現裁判所移転の事に決し即ち母衣町に官衙を建築することゝなり廿二年度歳計予算表中司法省所管の部営繕費の一款へ松江始審裁判所新築として金壹万六千七百四拾八円を備置せり依て聞かへて掘ば過日來右建築用地在來家屋取毀ちに着手したるが引続き万般の建築工事に取掛ることになれりと

明治22年3月23日付『山陰新聞』

⑫裁判所移転式

●裁判所移転式 ハいよいよ明後日なるが同日は午前八時大橋川の剣先に於て五発の号砲を放ち來賓参集中ハ構内に於て清樂を奏し十時三十分式場に着席すると同時に奏樂を止め構内に於て二十一発の祝砲を放ち式終るや庭上より十余個の輕氣球を掲げそれより樓上にて開宴中又再び樂を奏するの予定なる由其發砲消樂輕氣球ハ総て夫々特志者の催に係り同衙に於ては専ら質素を旨とし別に余興等ハ無しとの事

明治23年2月21日付『山陰新聞』

●新築法衙の棟上げ 新築当裁判所は昨日午後一時棟上げ式を為し祝餅をまき散したるが構内へは老若男女殊に母衣町尋常小学校生徒等夥敷込入り一時ハナカゝゝに混雜を極めたりと

明治23年2月23日付『山陰新聞』

●新築庁舎移庁式 予期の如く一昨日ハ午前十時三十分より母衣町なる新築法衙の移庁式を行へり予ても記する如く同衙ハ只実要を主として質素を旨とせる故にや門前に綠門と日

章を飾りし外別段修飾の事無くツラゝゝ其構造を巡視するに壯ハ即ハち壯なれども■(ド?)ニ更粉飾的の跡を見ず木材等も見掛ハ云ハゞ疎末の方なり威嚴を保ち畏敬を得る寧ろ彼の粉飾の色氣無さに勝る千万と云ハん來賓は本県書記官を始め高等官一同並びに各課長、市会議員、参事会員、市吏員、県会常置委員議員、代言人、公証人、新聞記者〔本社よりハ村上が出席〕広島控訴院書記官、各治安裁判所各登記所員、米子鳥取治安支庁吏員、其他大工棟梁並に新築関係人等凡そ三百余名祝砲輕氣球奏樂等ハ予報に異なる無く扱一同式場〔始審正庁〕に列するや新築主任會計主務裁判書記中村重明氏ハ工事の要領を報告せり以て構造の如何を察するに足る

重明不肖松江始審治安両庁改築主任ノ命ヲ受ケ幸ニ諸員ノ輔ヲ得テ茲ニ落成ヲ告クルニ至ル何ノ榮カ之ニ如カン依テ該工事ノ要領ヲ報スル左ノ如シ

一 邸地面積三千七百六十一坪六合(此ノ代価金千百九十五円十錢六厘) 但民有地 買入金千四百三十九円六十六錢四厘 但邸地内ニ在リタル建家其他代

金千百十四円二十六錢五厘 但周圍石垣費用

一本館建坪五百十六坪八合八勺六才(此費用金一万九百七十八円四十六錢五厘) 二階建五十四坪 但軒高サ三十二尺家根六寸勾配

一 平屋建四百六十二坪八合八勺六才 但軒高サ十七尺家根五寸五歩勾配

訴廷大小十三。諸席其他室大小二十七 但廊下並玄関土間及■■ヲ除ク

一 付属建家十二棟此坪百七十九坪(此ノ費用金千百六円十四錢五厘)(一)門衛室 二棟十四坪 但廁共(一)人民扣所三棟八十七坪 但廁共(一)倉庫二棟三十坪 但二階付(一)馬車廐

所馬繫三棟二十八坪(一)物置所一棟二十坪

一 正門其他十一件(此費用金三千六十三円三十九錢)(一)正門二ヶ所檜造り 但シ高サ壹丈五尺門扉両開キ小脇門付(一)非常門一ヶ所木造(一)周圍土手ト板柵並吹抜キ柵長延二百七十九間三尺(一)揭示場三ヶ所(一)井戸四ヶ所(一)構内板塀長延六十五間(一)構内地平均土

置(マ)立坪平均二尺五寸(一)下水長延三百七十五間(一)同樹二十六ヶ所(一)敷石長延百四十五間(一)庭園樹木類三百十五本

金六百円

一 費用合金二万四千九十七円三錢五厘

一 外一千二百円 古庁瓦石木材使用分

一起工明治廿二年七月 一竣工同廿三年二月

.....

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

明治23年2月25日付『山陰新聞』

全たく同所長には客月廿九日に広島を出発しそれより岡山、鳥取の両県をまわり裁判事務を見て然る後帰松する都合に為せしについては一兩日を後れて今日か明日の帰松ならんと

明治 20 年 11 月 4 日付『山陰新聞』

●裁判官の英語研究 当裁判所の法官達は日々公務を終りし後所内応接所に於て英語学の研究を為す由にて一昨日午後より二時間ツゝ其教師として私立三州学校の英語学教師安達駿三郎氏が出頭することとなれり

明治 22 年 5 月 16 日付『山陰新聞』

⑭「登記所繁忙」明治20(1887)年12月22日付『山陰新聞』他

●登記所 全国各登記所へ司法大臣より一般御用仕舞の後とても来る三十一日まで事務を取扱ふべき旨電達ありし趣にて松江登記所に於ても一昨日其旨広告したり

明治 20 年 12 月 24 日付『山陰新聞』

●登記所の繁忙 此中は旧暦の歳末なるより在村の取引頻繁の時期に際し各登記所とも事務頗る多忙の由にて現に松江登記所の如きは去る六日の取扱件数か八十三件同七日は八十六件にして一昨七日の如きは午後十一時迄事務を取扱たる程なりと

明治 21 年 2 月 9 日付『山陰新聞』

⑮「広瀬の治安裁判所」明治21(1888)年2月23日付『山陰新聞』他

●広瀬の治安裁判所 能義郡の人民は同郡広瀬に治安裁判所を設置せられんことを希望し同地の秦庄右衛門氏等の尽力によりて既に其筋へ出願に及びたりと云へり

明治 21 年 2 月 23 日付『山陰新聞』

●治安庁位置の嘆願 仁多郡に於ては今度全国に治安裁判所の増設ある筈にて該郡にも一ヶ所置かるゝならんとの噂を聞くよりも早速三成町の人民は当町こそ適當の地位なれば当町に置かれたしと願出したるに今又右同様横田町よりも当町に置かれんことを望むとて其筋へ願書を差出したる由

明治 21 年 5 月 29 日付『山陰新聞』

●治安庁設置願の流行 一たび治安裁判所を出雲へ五ヶ所石見へ三ヶ所都合管下にて八ヶ所増設せらるゝ筈なりとの風聞を伝ふるや嚮にも記せし如く仁多郡よりは三成、横田の両所より競争の気味合にて置庁願書を差し出せし由なるが今又大原郡木次町、楯縫郡平田町、能義郡広瀬町、其他数箇所よりも右同様置庁願書を差し出せしもあり或ひは又其手続きに周旋中もありといふ

明治 21 年 6 月 4 日付『山陰新聞』

⑯「安濃郡大田通信」明治21(1888)年11月9日付『山陰新聞』他

●安濃郡大田通信 ……去る五日今市治安裁判所大田出張所の開場式に付各個国旗を掲げ市街一般休業を為し以て祝意を表し賑ひたり。 ……

明治 21 年 11 月 9 日付『山陰新聞』

●邇摩郡大森通信 ……▲本月五日今市治安裁判所大森出張所の開庁ありし以来ハ日尚浅きが為めか執務万端の整理上に常務を加ひなかゝゝに多忙なる由にて和田書記を始め諸職

員ハ毎日ヤツと黄昏に至り退庁するの有様なり過日は当地の有志者六十余名が同庁の職員一同を当地西性寺に招き開庁を祝せんが為の大宴会を催うせり尚又同出張所ハ字新町へ新築中にて来月中には是非竣功せしめんとて日夜頻りに心を籠め居れり ……

明治 21 年 11 月 17 日付『山陰新聞』

●能義郡通信 ……○松江治安裁判所廣瀬出張所開庁式は去九日を以て挙行せるが是れも此度庁舎を新築したるものにて建築費凡そ五百五十円ハ尽く広瀬町村有志者の義捐に係るものなりサテ当日ハ松江治安裁判所長片山次郎氏、能義郡長若槻敬氏、廣瀬分署長中山門氏及び全郡各戸長有志者等無慮百十余名の臨場ありて片山判事、鈴木該出張所長等の演説ありたる由なり

明治 21 年 12 月 13 日付『山陰新聞』

⑰「訴訟人の心得」明治22(1889)年1月20日付『山陰新聞』他

●訴訟人の心得 当裁判所にてハ去十六日より訴訟人出頭時限の制限を厳にし遅参者ハ始末書を徴せらるゝことになりし趣き此断訴訟人の心得にまで記す

明治 22 年 1 月 20 日付『山陰新聞』

⑱「登記願人の苦情」明治22年6月9日付『山陰新聞』他

●登記願人の苦情 ……扱書き出すは神門郡今市登記所の扱ひに関する人民の苦情話しにぞありける ……登記法実施ハ已に大分前方よりなるも尚ほ其の手續等不了解のもの少なからず為めに登記願に関する書面杯随分不都合の廉往々之れある趣きにて登記官の氣に入らざる事毎々あり然るに其の氣に入らざる廉々を何故か同時に示されず例之ば書面中十箇所の不都合なる廉あれば先づ最初に其の一箇所を示し引直しを命ぜらるよつて其如く引直して最■安心なりとて差出すと今度ハ他の箇所を示して又引直しを命ぜらるよつて又其の如く引直して出すと今度ハ又お代りとして別の箇所を示して其引直しを命ぜらる依て又其の如く引直して出すと ……斯くの如くにして箇々別々に一度一箇所宛と相場を極めての引直し方指揮故其煩云ふべからずソレも其の場で直ぐ引直して済む訳ならばマダしも忍ふべしとするも事によれば引直し毎に一日を費し今日も明日も明後日もといふか如く引直しの奔命に疲るゝが如き出来事往々之れあり為めに頗ぶる不便を極む先づ以て以上の二不便何とかよき工夫は無いものか誠に以て困り入ると是れが該所の配下から来た苦情投書の大趣意なり ……

明治 22 年 6 月 9 日付『山陰新聞』

